

「はい、こちら企業の労働110番です」。
電話の主は、労働者40名の自動車部品製造業の社長さんでした。
相談内容は「社内で健康診断を受けるよう案内

名北協会相談員日誌 182



(一社) 名北労働基準協会 理事・事務局長
RSTトレーナー・元労働保険事務組合課長

石田和彦

健康診断を受診しない労働者への対応

健康診断の受診を放置した場合の法的責任やリスクについて教えてくださーい」とのご相談でした。
労働者が健康診断の受診を拒否した場合、企業は受診が義務であること

していますが『忙しく予定が合わない』と言って健康診断を受けない労働者がいます。
労働者に健康診断は絶対を受けさせなければならぬのでしょうか。健康

健康診断を拒否された場合の対処法ですが、まず、労働者が健康診断を

ます。企業が健康診断を実施しない場合、50万円以下の罰金が科される可能性があります。

を伝え、拒否理由に応じた適切な対応をとる必要があります。
労働安全衛生法により、企業は労働者に年1回の健康診断を実施する義務があります。
労働者もこの健康診断を受診する義務があります。

拒否する理由を丁寧に聞き取り、個別の事情を理解することが重要です。
次に、労働者本人に健康診断が法律で義務付けられていること、病気の早期発見・早期治療につながるメリットを説明し、理解を促しましょう。
また「業務が忙しい」



場合は受診しやすい日程調整を、「かかりつけ医で受診したい」場合は結果提出を条件に認めるなど、柔軟な対応が望まれます。
労働者が健康診断を断固として拒否する場合には「懲戒処分をすることになってしまう」と伝え

て受診を促して下さい。
労働者は会社の健康診断を受ける義務があり、健康診断を受けないことは「業務命令違反」となるため、懲戒処分にしなればなりません。もしも懲戒処分をせずに放置していると、他の従業員も影響を受けて健康診断を受診しなくなる可能性があります。

ほとんどの場合『懲戒処分』とまで宣告されると従業員は健康診断を受診します。ただし、懲戒処分になる可能性を伝える場合には必ず就業規則で「健康診断の受診拒否は懲戒対象になる」という規定を予め定めておく必要があります。就業規則に定めていない理由で社員を懲戒処分することはできません。必ず就業規則に懲罰規定を設け、健康診断の受診拒否に対応できる条文を作成しておくことが重要です。
それでも労働者が健康

診断の受診を拒否した場合は、その事実を文書に残してもらったことも有効です。

健康診断の法定項目の一部を拒否された場合も、原則として労働者は拒否はできません。感染対策を理由とした拒否も、健康診断の実施自体を拒否することはできません。

労働に関することは、【企業の労働110番】(☎052-9611-7110)までご相談ください。専門相談員が企業の立場でご相談に応じます。

また、当協会では令和8年2月27日まで労働者数30名未満の会員事業場、建設・運送・芸能自営業者組合員を対象に、健康診断費用の一部助成(2000円)を行っています。お申し込み・お問い合わせは、当協会総合受付(☎052-9611-666)まで。

イラスト・木村武司